

「農業支援外国人適正受入サポート事業」情報 №12

健康診断

一般健康診断（雇入れ時、定期、深夜）は派遣元に実施義務があります。

表1) 定期健康診断の項目

健康診断項目	省略基準（医師の判断による）
既往歴、業務暦の調査	
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	
身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査	身長：20歳以上の者 腹囲：次のいずれかに当てはまる者 ① 40歳未満（35歳を除く）の者 ② 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 ③ BMI（次の算式により算出したものをいう。以下同じ。）が20未満である者 〔BMI=体重(kg)/身長(m) ² 〕 ④ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）
胸部エックス線検査、喀痰検査	胸部エックス線検査：40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 ① 5歳毎の節目年齢（20歳、25歳、30歳及び35歳）の者 ② 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 ③ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者 喀痰検査：次のいずれかに当てはまる者 ① 胸部エックス線検査を省略された者 ② 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者
血圧の測定	
貧血検査	40歳未満（35歳を除く）
肝機能検査	
血中脂質検査	
血糖検査	
心電図検査	
尿検査	

一般健康診断の実施に関する派遣先の配慮

外国人農業支援人材の就業場所は派遣先である農家・農業法人の事業場であることから、派遣元である特定機関等から依頼があった場合には、農家・農業法人は、当該事業場の他の一般労働者に対する健康診断を実施する際にあわせて外国人農業支援人材が受診できるように配慮してください。

特定機関等は、①外国人農業支援人材に係る一般健康診断の実施義務を負うこと、②健康診断結果等の労働者個人の健康情報について責任を持って取り扱う必要があること、③一般健康診断の結果に基づく事後措置を講ずることに留意してください。

2019年3月発行

〔発行所：一般社団法人全国農業会議所／執筆：特定社会保険労務士 入来院 重宏〕